

## 訴追請求趣意補充書

平成 30 年 7 月 12 日

裁判官訴追委員会御中

〒 [REDACTED]

(住所) 東京都 [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]  
ふりがな: [REDACTED]

(電話番号) [REDACTED]

平成 30 年 4 月 27 日付で提出し、平成 30 年 5 月 2 日付けで受理された下記裁判官らの弾劾による罷免請求について、趣意補充書を提出する。

記

### 1 罷免の訴追を求める裁判官

東京高等裁判所

裁判長裁判官 中西 茂

裁判官 原 道子

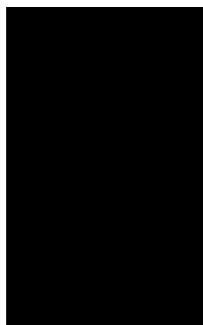
裁判官 鈴木 昭洋

以上 3 名

### 2 該当裁判官が担当した該当事件の表示

東京高等裁判所 平成 29 年(ラ)第 [REDACTED] 号子の監護者の指定及び面会交流審判及び子の引渡し申立て却下審判に対する抗告事件

抗告人兼相手方



相手方兼抗告人

同手続き代理人弁護士

同

同

同

決定日 平成 29 年 9 月 14 日

以下、本書面においては、[REDACTED] を父親又は夫、[REDACTED] 氏を母親又は妻とし、罷免の訴追を求める裁判官を該当裁判官ら、該当事件を該当決定として表記する。

### 3 事件の概要について

該当裁判官らを以下の理由で、弾劾法2条1項及び2項に該当するとして弾劾罷免訴追請求をしている。

1. 意図的な事実の捏造
2. 監護者指定及び引き渡し請求抗告の審理放棄、違法性阻却判断の明らかな不備
3. 性差別、人種差別

職務上の義務に著しく違反し、職務を甚だしく怠たり、求められる職務を遂行しているとは言えず、犯罪に加担しているに過ぎず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたと判断でき、当然に弾劾による罷免請求されるべきと判断し訴追請求をしている。

該当事件は、両親の共同養育により育てられ、後に主に父親の監護により育てられ続けていた未成年者を、法定離婚事由無き離婚を要求する鬱病で摂食障害を起こしていた母親に冷静な判断を促す為に、父親が円満調停を申立てたところ、母親の代理人となった脱法弁護士らの、もっぱらの係争方針に委ねられ、父親が保育園に預けた直後に誘拐され、以降、従前の生活と父親を未成年者から奪った事件において、法的救済を求めたものである。

該当判事らは、違法性阻却理由の審理を放棄した上で、意図的な事実ねつ造を元に、未成年者から従前の生活に戻る権利を剥奪し、制限理由なき従前の監護者である父親から監護権を剥奪する決定をし、違法な筈である親子分離強要に加担した。

\* 詳細については訴追請求状参照

### 4 訴追請求の理由の補充について

4-1 今も不当に分離強要されている親子の法的救済が該当判事らにより無力化されていること

1. 離婚訴訟一審では、離婚事由が無いと判断されたが、控訴審では、該当決定が流用され、合法化された子の拉致断絶強要に泣き寝入りしないから婚姻を破綻させたという決定がなされ、離婚後単独親権の規定により親権が剥奪される見込みとなっている。
2. 父親は、平成29年12月21日に監護者指定審判を東京家庭裁判所に再申立てしたが、離婚後単独親権の規定により親権剥奪が確定されることを期待され、期日も設定されずに放置されている状況である。
3. 父親は該当決定の再審請求を平成30年4月27日に東京高等裁判所に申立てたが、再度、中西茂、原道子ら該当判事に担当されることとなり、忌避申立は却下され、再審は開始されずに未だ放置され続けている状況である。

4-2 未成年者と父親が声も聞かせぬ断絶が強要され、再会する予定も与えられていな  
い児童虐待・人権蹂躪の状況であること。

未成年者は、誘拐断絶後の試行面会調査で父子の関係が良好であると確認され、母子交流調査時には、調査官に対し「パパは居ないの？何で？」と何度も尋ね、未成年者は父親に会いたがっていると報告されていた。

しかし、該当決定で定められた月に1回3時間という債務名義すら履行されずに今も、声も聞かせぬ断絶が父子に強要され続け再会の予定も一切立てられていない。

破綻請負人である脱法弁護士らは、退官裁判所職員で構成される第三者機関以外では会わせないと主張し、債務名義確定後4か月間の債務不履行を行い、その後、第三者機関を悪用し債務名義に無い人権蹂躪となる制約を父子に強要した。父親は会話制限を叩き込まれ罪悪感を持たされ面会交流日に何度も嘔吐している未成年者との再会が、軟禁監視付の状況であることは、児童虐待であると判断して、自然な再会時間を要求し続けて居る。これに対し、母親代理人は、未成年者が自然に会いたがるまで会せるつもりは無いと主張して生き別れの見通しとなっている。

未成年者は最後に父親と会った時の「自然に会えるようになろう」と約束した際に涙ぐんでいた。今のままでは2度と父子が再会することは叶わないだろう。

誘拐断絶されるまで、父子に極めて強い愛着があったことは沢山の動画や写真などの証拠提出がされており、前述の調査報告内容があるにも関わらず、分離強要させた未成年者に罪悪感を持たせた上で、自然に会いたいというまで会わせないという主張は、児童虐待であり、人権蹂躪である。未成年者が会いたくないと言った証言は無く、未成年者が父親に会いたいと願ってもそれを父親に伝える術を未成年者は奪われている。

平成30年3月に東京目黒区で、実母と継父に虐待され続け殺害された女児は「前のパパがいい」というSOSを発信していたが、実父がそれを知ることは出来なかった。

2年前、秋田で娘と分離強要され居所秘匿され長年消息を探し続けて居た父親が娘の近況を知り得たのは、娘が実母に殺害された後であった。

私の息子もどこでどうしているのかわからなくなくなっている。母親のうつ病や摂食障害が治癒したという証拠も無い危険な状況を強いられている。

アメリカとメキシコの国境で親子分離強要されている子ども達の危険性について、ミネソタ大学の児童心理学者ミーガン・ガンナーは次のように説明している。

『「親から引き離される子どもの全員が、有害なストレスの影響をまとめて受け  
るわけではありませんが、その多くはそうなるおそれがあります」

一部の研究から、拘束された移民の子どもたちは離別後、何年にもわたって心と体の問題、特に学習障害や行動障害に悩まされることがわかっている。

たとえば、オーストラリア当局に拘束された移民の子どもたちを対象とする2014年の調査によれば、4分の3が精神的障害を患っていたという。ある研究からは、10人中8人が、発育遅延や情緒障害に悩まされていることがわかっている。この20年間で、有害なストレスが子どもの脳に悪影響を与えるメカニズムについての科学が確立された。

ストレスホルモンは、扁桃体と呼ばれる脳の領域を拡大する。扁桃体は「闘争・逃走反応」の領域であり、衝動性を高める。さらにこうしたストレスは、自己制御に報酬を与える脳ネットワークの発達も妨げる。

これらの影響によって学習障害が引き起こされるのだ。幼い子どもの場合は、言語の発達が遅れたり、止まってしまったりすることもある。

子どもを親から引き離すという行為はストレスの原因になり、そのストレスを和らげてくれる「愛着の対象者」をも取り上げることになる。成長過程にある心にとっては、まさに二重苦だ。それが及ぼす悪影響は、引き離される期間の長さに比例する。』(翻訳：阪本博希／ガリレオ、編集：BuzzFeed Japan 2018.6.30記事より)

移民の子供達と同様に、日本の拉致司法に親と引き裂かれている子ども達も脳にダメージを受けている可能性が高い筈であり、それを回避する為にも分離強要された親との再統合が一日も早く実現されなければならない筈である。

#### 4-3 罷免訴追請求のみが法的救済の残された手段であることについて

ニューヨーク州は、移民親子の分離強要は憲法違反であるとして連邦政府を提訴しました。

日本においても、批准した児童の権利条約に違反する親子分離強要は憲法違反です。しかし、脱法弁護士らに拉致断絶を動機づけ優遇する裁判官らを罷免訴追委員会は今まで野放しにし、故無き親子分離強要を容認してきました。

先日ある訴追委員の秘書の方からお電話を頂きました。

「裁判官は独立性で守られていて手出しができない」という主旨の内容でした。子の拉致帮助裁判官らの非行の問題は放置し、東京高裁判事のプライベートのSNSの品位を訴追委員会で調査していたとのことでした。

訴追委員が「裁判官は独立性で守られていて手出しができない」と解釈していることには重大な誤りがあります。

裁判官の独立性は、「良心に従い」という前提条件で守られ、憲法および法律

に拘束されます。本訴追請求の該当判事らの該当事件の手続きには良心の欠片も無く、憲法および法律に拘束されていません。

訴追委員が、弾劾法第8条で「訴追委員は、独立してその職権を行う。」と定められているにも関わらず、その職権を行使せず、安易に諦め、国民の憲法で守られるべき権利を奪い続けて居ます。

現在、未成年者が誘拐され父子分離強要が開始されてから、無情にも892日が空費されました。

意図的な事実ねつ造を元に親子の取り返しの着かない人生の時間を奪いながら、再申立も放置され、再審請求も放置されている状況は、公平公正な裁判を受ける利益を侵害するものであり、憲法32条、13条に違反しており、手続保障（憲法31条）を欠くものです。

拉致帮助をしない判事で再審請求の審理開始をしなければ、救済される術がありません。

該当判事らが再審請求を無力化し未だ拉致帮助の非行を続けて居ることから本訴追請求のみが、親子を救済する手段となっています。

形骸化した法手続きを温存し、国民に法治国家であると誤認させるような主権者を欺く行為は是正されなければなりません。

よって、本訴追請求が速やかに訴追委員により調査・審議され、罷免訴追状が弾劾裁判所に提出され審理されることを請求致します。

以上